

第5回 少子化克服戦略会議

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）

第5回 少子化克服戦略会議

議 事 次 第

日 時 平成30年4月4日(水) 15:59～17:58
場 所 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

1．開 会

2．議事

(1) ヒアリング

(2) 意見交換

3．大臣挨拶

4．閉 会

松田座長 定刻になりましたので、ただいまから「少子化克服戦略会議」第5回会議を開催いたします。

松山大臣は国会のため、おくれて到着される予定です。

本日は山下内閣府大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官にも御出席いただいております。

なお、本日、尾崎委員の代理としまして、高知県門田地域福祉部長が御出席です。

それから、松田委員がおくれていらっしゃるようですが、御参加の予定と聞いております。

本日の会議の流れでございますが、本日は、清原委員、奥山委員、今村委員より、地域住民サービス提供者、支援者としての自治体、地域の支え合いによる子育て支援、まちづくり、インフラの視点からヒアリングを行い、その後、意見交換を行いたいと思います。

議題に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

田中参事官 配付資料について確認させていただきます。議事次第の次の配付資料一覧をごらんいただきたいと思います。

本日は、資料1から資料6まで、それから、参考資料を3点です。2つございますものが国立社会保障・人口問題研究所で出して公表しているものですが、「特集：ロシアの社会保障」より2つの論文を参考資料として置かせていただいております。さらに、本日、机の上なのですが、清原委員、奥山委員、池田委員からも資料がさらに参考として配付されているところでございます。

漏れがございましたら、事務局までお申しつけください。よろしく願いいたします。

松田座長 よろしいですか。本日は、今のとおり配付資料がかなり多く、また、議題がたくさんございますので、巻いていきたいと思います。

それでは、早速議題に入りたいと思います。初めに清原委員から、三鷹市の事例をもとに自治体における出産・子育て支援の取り組み等について、お話をいただきます。

それでは、清原委員、お願いします。

清原委員 ありがとうございます。全国市長会子ども・子育て支援施策及び少子化対策担当副会長、三鷹市長の清原慶子です。

本日は「子どもと子育て世代のために自治体が努めていること 求められていること」につきまして、三鷹市の事例からの考察を御報告させていただきます。

1ページ目は、全国市長会における主な活動と提言内容を、少子化対策・子育て支援関係についてまとめたものでございます。全国市長会でも、「少子化対策・子育て支援に関する研究会」を通じて、「医療・教育はナショナルミニマムとして国が取り組むべき」等という内容の特別提言を提起したり、「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」におきましても、ダブルケアの問題などが顕在化する中、子育てをいかに支援していくかについて、国にも要請したところです。また、去年は「子ども・子育てフォーラム」を開催し、『子供たちのための緊急アピール』を国に提言しています。

それでは、基礎自治体が直面している課題を通して問題提起をさせていただきます。「少

子長寿化の進展の中で、暮らしの基盤である地域社会の持続可能性を確保する」ということが重要です。しかも、「住民本位の地方自治の実現に向けては、地域生活の各分野での住民と行政との相互信頼に基づく市民参加と協働の推進」が不可欠です。何よりも「多様な主体、多様な世代の、多様な機会での交流と自己実現」が求められています。そこで、基礎自治体が進める政策につきましては、子育てをする大人の視点だけではなくて、「子どもの視点」にも立って、「民学産公官の協働」、すなわち国民・市民、大学・研究機関、産業界、公共機関、国（官）の協働で構想し、その実現を目指すことが求められています。

三鷹市は16.42平方キロメートルの小さな市で、現在の人口は18万6,000人余り、勤労者が多く居住する住宅都市で、政令市で言えば一つの区ぐらいの大きさです。三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市立アニメーション美術館）、都立井の頭恩賜公園などで知られています。

三鷹市政の特徴は、1956年（昭和31年）、日本で初めて0歳児保育を開始したこと。また、1973年（昭和48年）に公共下水道100%を日本で初めて達成したことで知られていますが、1997年にはSOHO CITYみたか構想、2001年には日本で初めて株式会社への委託による公設民営保育を開始したことで知られています。2006年には『自治基本条例』、『男女平等参画条例』を施行し、2006年からは「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を開始しています。

三鷹市政がよって立つ基本の考え方は、平成18年（2006年）4月に施行された『三鷹市自治基本条例』に集約されています。すなわち、三鷹市政は「参加と協働」を基本としていること、市民にとって最も身近な政府として、市民のためのまちづくりを進めることはもちろんですが、「まちづくりを担う多くの人々が参加し、助け合い、そしてともに責任を担い合う協働のまちづくりを進める」ことを基調としています。

「協働」とは、市と、団体や多様なグループが、自治にかかわる地域の目標を共有して、役割分担を明確にし、対等の立場で相互協力をし、その特性を最大限発揮して、実現のためにもともに汗をかき、評価や改善も、ともに行っていくことです。

1点目は、「妊娠期からの切れ目のない子育て支援の推進」です。これまでの母子保健事業は、残念ながら、妊婦の高年齢化や経済的な課題に対して、あるいは地域で出産する不安に対して、なかなか適切に寄り添えませんでした。行政サービスの希薄な妊娠期と出産直後は、そうした支援が特に求められています。そこで、子育て支援部門と他の部門との連携を強めることによって、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援施策」が必要になっています。

三鷹市は、平成28年度から「ウェルカムベビープロジェクトみたか」を展開しています。

1つには、「妊娠中から、赤ちゃんを迎える家族が健康で安心して過ごし、赤ちゃんの誕生をイメージすることができる妊婦健診や母親学級等の取り組み」。2つには、「地域の子育てサポートを知り、自分に合ったサービスの活用ができる支援」。3点目に、「子育てについて学んだり、交流したり、相談できる取り組み」です。

その出発点は、妊婦全員が対象の「ゆりかご面接」です。電話で予約をいただき、総合

保健センターで保健師・助産師・看護師が妊娠届を提出した妊婦を対象に、アンケートや面接に基づいて適切な相談に乗り、情報提供をしています。面接を受けた方には、こども商品券を1万円贈呈していることもあり、御相談に来られる方が多く、平成28年度は年度内に出産予定だった方の83.6%が利用されました。

「ゆりかご面接」の実績と効果としては、新生児訪問率がアップしたり、産後うつスクールの高得点者が減少したり、妊婦の皆様からの電話相談や面接の件数が激増したり、特に支援が必要とされる妊婦の方を早くに把握することができて支援できることです。「ゆりかご面接」を通して、総合保健センターに地域と連携する際の情報が集まるようになり、多様な機関と重層的な支援体制が進むこととなりました。

さて、次のページでご覧いただけますように、皆様がお子さんのときと違って、今、乳幼児を育てる保護者にとっては気が抜けない「予防接種」の種類や数が増え、頻度も増えています。

しかも母子保健サービスでは、頻度の高い「乳幼児健康診査」による支援をさせていただいているので、保護者にとっては、1カ月健診から3～4カ月健診等と、本当に気が抜けません。まさに早期発見、早期療育にも結びつく子どもの発達支援ではありますが、保護者にとっては、本当に緊張が多いわけです。

そこで、三鷹市では、お手元に配らせていただいております『子育てガイド』と、アプリで予防接種等のスケジュールを管理できる、「ゆりかごスマイル」というプッシュ型の子育て支援情報提供サービスを始めて、好評をいただいています。紙媒体でも、スマホからでも、多様なツールで、必要な情報を正確かつ、わかりやすく発信することで支援をさせていただいています。

しかも、昨年4月からは、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ1階の「子ども発達支援センター」と2階の「総合保健センター」が、まさに「子育て世代包括支援センター機能」の中核施設として、連携して市民の皆様を支援することができるようになりました。

今年度からは、「ゆりかごプラス（産後ケア）」を開始いたします。母親の身体的な回復と心理的な安定を促し、母親自身のセルフケア能力を高めるために、産後うつを発症しやすい産後4カ月ごろまでの産婦と乳児のうち、家族・親族等から十分な支援が受けられない方に、産後の支援をさせていただきます。

実は、産後のサポートなしの方が約1割、約6割が里帰りせず自宅で過ごしています。母親の心身のケアについて、小児科医、専門職がデイサービスで支援するところから始めさせていただきます。

大きな2点目の柱は、「子育てにおける男女平等参画の推進と働き方改革と起業・創業支援」です。『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、平成28年3月に策定したものです。3つの基本目標を置いています。その1は、「子供たちの健やかな育ちの支援やライフ・ワーク・バランスの実現による親の妊娠期から出産・子育て期の希望をかなえるまちづくり」。基本目標2は、「コミュニティの創生による市民がともに支え合い、健康で心

豊かに生活できるまちづくり」。基本目標3は、「民学産公の協働を通じた地域の活性化による持続可能な都市の実現」です。

中でも、総合戦略に基づく取り組みとして御紹介したいのは、「ライフ・ワーク・バランスの推進」です。市内企業の実態調査をさせていただきまして、その実情を把握した上で、平成29年度はモデル企業9社の働き方改革を社会保険労務士と三鷹市が協働して支援をさせていただきました。この3月には、その報告会もさせていただきましたが、大企業ができる働き方改革が中小の地元の企業ではなかなかできないという悩みをお聞きし、まずはモデル企業から支援を始めて推進しています。

また、「ライフ・ワーク・バランス推進のための講座」も市民企画員と協働で開催しています。例えば「育児は仕事の役に立つ『ワンオペ育児』から『チーム育児』へ」や「パパの働き方が社会を変える」で、これは市民の皆様の企画によって講師を選び、このワークショップを通じてライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点、祖父母世代の「育じい」「育ばあ」も活躍する多世代参加が重要であることがわかりました。

また、男女平等参画につきましては、お手元に『Shall We?』という機関誌をお配りしておりますが、最新号の特集は「ちゃんと向き合おう！出産をめぐる人生の選択」とさせていただきます。

次に、20年前から三鷹市は「SOHO CITYみたかの推進」、「起業支援・創業支援」をしてまいりましたので、例えば「ファブスペース」を提供して、子育て中の市民のライフスタイルに合わせた起業も支援しています。

また、いずれの自治体も強力に進めているのが、父親の育児参加を支援する事業です。ただ、まだまだ参加者は少数です。「両親学級」や「育メンスタート講座」に加えて、「3menパパ講座」、すなわち「イケメン・育メン・域メン」、地域で「縁」を持てる男性を支援しています。

3点目、「多様な子育て支援の担い手の活躍」です。これについては、今後、奥山委員からも御紹介があると思いますが、私たち自治体だけが妊婦や子育て家庭を支援しているわけではありません。多様なボランティアやNPOが支援をしています。

三鷹市の子育て支援施策の推移をご覧くださいませても、0歳児保育から今の公設民営化まで、施設保育も努力していますが、在宅子育て支援は「ファミリー・サポート」や「子ども家庭支援ネットワーク」あるいはNPOの皆様の活躍によります。

「子ども家庭支援ネットワーク」は、医師会や保健所、児童相談所、地域子育て支援拠点、学校や民間NPO等と連携して、まずは障害の早期発見、虐待の早期発見、早期療育、早期対応に努めています。

また、三鷹市の特徴は、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」で、7つの中学校区の2ないし3つの小学校が学園を構成し、小・中一貫カリキュラムに基づく授業を展開しています。

おかげさまで中1の不登校が東京で最も少ないぐらい減少しておりまして、7つの学園

を通して保護者はもちろんのこと、教師はもちろんのこと、地域協力者や民生・児童委員、保護司、オヤジの会の皆様などが、「Plan、Do、See、Check」の学校の取り組みに参画をしていただいています。おかげさまで、最近では合計特殊出生率が三鷹市では上がってきています。ちょうど12年前に最初の学園が発足しています。

「多世代交流センター」は児童館を含む取り組みで、多世代交流センターとすることにより、地域の大人が、赤ちゃん・子供が、若者同士がじっくり、健やか、伸び伸びと交流しています。

「ファミリー・サポート・センター」事業に加えて、ボランティアによる「ホームスタート」も「NPO法人子育てコンビニ」の活動を支援することで、昨年度から始まっています。「ファミリー・サポート」も「ホームスタート」も、いずれも研修の受講が必須です。「ファミリー・サポート」は有償、「ホームスタート」は無償ですが、いずれも市民の皆様が研修を受けて、多様な担い手による子育て支援を進めてくださっています。

多様な担い手の参加と交流は、支援者・被支援者相互にとってのエンパワーメント、多様性の受容、多世代交流、多職種連携による、家族で抱え込まない子ども・子育て支援が進むことによって、多様な個性についての理解も深化させています。

最後に、求められる施策の方向性をまとめて申し上げます。平成27年4月、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。しかし、「施設保育支援」においては、さらに課題があります。計画的な保育園の整備、保育の質の確保、保育のガイドラインの遵守、病児・病後児保育の充実などです。

そして、「在宅子育て支援との連携」が必要です。相談業務、ひろば事業、一時預かり、子ども家庭支援ネットワークなど。

基礎になるのが「母子保健」です。健診、相談、予防接種、各種ケアの拡充。

そして、「経済的支援」も欠かせません。育児休業制度の拡充と復職後の保障は不可欠です。児童手当、医療費助成、認可外保育施設利用助成、保育、幼児教育の無償化などが求められる方向性です。

それでは、国・都道府県・市町村は個別に政策を進めればいいでしょうか。いいえ、違います。連携で進めるべきなのがこれらの施策の方向性です。

1つとして、「妊娠中から、赤ちゃんを迎える家族が健康で安心して過ごせるための条件整備」には、妊婦健診、予防接種等の里帰り出産を含む支援の拡充、子供の医療費の無償化のナショナルミニマム化、産科・小児科の医師、助産師等の育成と確保、父親の出産への理解と育児参加を促す学習機会の拡充、出産や育児に関する適切な情報提供、子育て世代の交流機会の確保が求められます。

2「子育て支援」については、保育園等の待機児解消、保育園等における質の充実、保育園等の第三者評価の拡充、保育士等の人材育成と確保及び所得保障と研修の充実、産後ケアの充実と多世代化の充実、予防接種の拡充と国の補償による自治体負担の軽減、子ども家庭支援ネットワークの強化があります。

3「子育てに時間を十分に生かせる働き方の推進」では、男女を問わない育児休業の保障と育児休業所得が不利にならない育児休暇を生かせる職場づくり。起業やテレワーク、育児休業取得を促進するための1・2歳児定員の拡充などです。

最後に4、「幼児教育等の無償化」については、自治体の財政負担、事務負担の軽減化が必要であり、具体化に向けては、ぜひ自治体との対話をお願いします。

まとめます。市民満足度の高い子ども・子育て支援サービスを向上していくためには、協働と連携が不可欠です。国によるナショナルミニマムの保障、地域を超えた連携を可能とする国の支援が、自治体間の連携を促進します。

妊婦健診、乳幼児の予防接種、保育園等の利用、障害児支援、虐待事例の支援、里帰り出産のストレスの緩和、感染症の予防及び対策など、協働と連携により子ども・子育て支援が進むとき、少子化の流れが食いとめられるかもしれない。このことを提案して、発表といたします。ありがとうございます。

松田座長 ありがとうございます。

ただいまの清原委員の説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

余りにすばらしかったので、納得してしまいました。

池田委員、お願いします。

池田委員 すばらしい取り組みをされていると思います。そこで質問をさせていただきます。実際に、この取り組みをすることによって特殊出生率が上がっているというお話だったのですが、人口が増えたなど、数値的なものはありますか。教えていただければと思います。

清原委員 私が市長になりました平成15年、2003年当時の合計特殊出生率が0.94、95ぐらいだったのですが、今、ようやく1.25、東京都の平均ぐらいまで追いつきました。人口は毎年1,000人ずつ増えていますので、待機児童が減らないのと、公立小学校では、昨年、「時限付き新校舎」を稼働させるなどの小学校があります。ただ、1.25にすぎませんので、最近、「ゆりかご面接」を受けた妊婦の方とお話をしたり、「育メンスタート講座」を受けたお父さんとお話をしました結果、特にコミュニティ・スクールであるとか、オヤジの会があるとか、そうしたことに注目して三鷹に転居してきましたと言っていたので、私としては『子育てガイド』もそうですし、「ゆりかごスマイル」というサービスもそうなのですが、そうした媒体で子育て世代に発信することによって、転入者が増えているということも人口増には影響しているのかなと感じているところです。

池田委員 ありがとうございます。

松田座長 よろしいですか。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 改めてお話を聞かせていただいて、取り組みがさらに深化されているということで、本当に感銘を受けました。産前からの取り組みのお話と、学齢までつないで、産前から学齢までという幅広い行政の中での取り組みの連携がすばらしいと思うのですけ

れども、母子保健と子育て支援、このあたりはまだ始まったばかりで、どの自治体も御苦労されていると思うのです。同じ子どもといっても、母子保健の部分と子育て支援、学校となりますと教育委員会の問題もありますし、この辺を一体的にできるというのが三鷹市の特徴だと思うのですが、どういった点が可能にしているのか、それができた背景を教えてください。

清原委員 ありがとうございます。まず、第一義的には、お母さん、お父さんの声です。出産に不安があるとか、両親がそれぞれ北海道と九州にいるといったカップルが三鷹市にはいらっしゃるわけで、里帰り出産もままならない。頼りになるのは御近所だという声が寄せられていました。

しかしながら、「ゆりかご面接」の開始に至るまでには、やはり準備が必要だったわけですが、三鷹市の保健師や助産師だけでなく、何よりもありがたかったのが、助産師会の皆様と民生・児童委員の皆様が、それぞれの活動の中で乳児に対する、あるいは乳児を育てているお母さんに対する支援を、自分たちが実施したいということで、どんどん自発的に取り組みを始めていただいていたことです。助産師会の皆様が「赤ちゃんと遊ぼう」という親子参加の事業をやっていただいていたり、民生・児童委員が、「私たちが乳児全戸訪問をやります」と手を挙げていただいたり、そうしたことに触発されて、私たちはそれを行政として連携し、具体的にシステム化するということができました。

もう一つは、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を私自身が重要なものと捉え、公立学校の小学校、中学校の移行の際に段差があり、不登校が多いのは残念であると思ったので、小中一貫教育を始めたところ、地域の皆さんが学校教育にどんどん関わるようになってくださって、幼稚園、保育園、小学校の幼保小連携が始まっていたこともあります。したがって、市役所だけが頑張ったのではなくて、専門の医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、整復師会等の皆様の実践と、民生・児童委員やボランティアの皆様のお声を三鷹市はつなげていただいていたところだと思います。

もう一つは、自治体の規模や人口が比較的東京都の中では小さいということも有効に働いたのではないかと感じています。

松田座長 まだ質問が尽きないところかもしれませんが、今日はたくさんありますので、今の清原委員の御報告に関しまして、また御質問、御意見がある場合は最後にまとめて議論の時間がありますので、その際にまた挙手いただければと思います。

続きまして、奥山委員から、地域の支え合いによる子育て家庭への支援等についてお話しいただきます。

それでは、奥山委員、お願いします。

奥山委員 ありがとうございます。

それでは、皆様、資料2のほうをごらんください。私は、子育てひろば全国連絡協議会の代表として参っております。

子育て支援活動の現場のほうは横浜市の北部、港北区というところで、人口が36万人ぐ

らの区になります。幸い人口もふえ、生まれる赤ちゃんの数も今のところふえている自治体です。川崎市に隣接し、東京に働きに行っている方々も多くなっているエリアになっております。

子育てひろば全国連絡協議会は、乳幼児期の子育て家庭に向けての親子の交流の場が必要だという背景から、2007年2月にスタートした団体です。ちょうど11年目になるところです。子育て支援という言葉がまだまだ少なかったときに、親子の交流の場を通じた子育て支援が非常に重要で、そのことが核家族化や子育ての文化伝承が難しくなってきた昨今には、顔の見える形での地域の支え合いの一步として非常に有効ではないかということで、始まった事業になります。私どもは、全国に活動が広がり、こういった親子の居場所を「子育てひろば」というように定義をさせていただいております。

めくっていただきまして、子育てひろばは、具体的にはどんなところかということなのですけれども、子どもの対象年齢は、妊娠期から乳幼児期、幼稚園や保育園に当時は入園するまでの間、今は土曜日も開館しておりますので、幼稚園や保育園に行っても利用される方もふえてきております。子育てひろばは、乳幼児期の子どもたちが安心して伸び伸びと遊べる場所であり、親にとっては子育ての情報を得たり、交換できる場であり、親子が育ち合う仲間と出会う場、子育て経験や体験を通じて、親同士が学び合える場、親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場、子育ての悩みに寄り添って聞いてくれるスタッフがいる場、地域のボランティアを初め、さまざまな人が子育てにかかわり、社会全体で子育てを応援する場というように定義づけております。

以前であれば、井戸端ですとか縁側ですとか、地域にそういった集まれる場所があったと思いますけれども、今はそれがかなわないという意味で、現代版の井戸端であり縁側機能を備えた場所と思っております。

ひろば全協は、子育てひろばの運営に取り組んでいる団体・個人の交流の機会、調査研究、研修などを行い、地域の子育て支援の質の向上を図るために設立されました。正式な地域子育て支援拠点事業のものは7,000カ所、8,000カ所というようにふえてきているわけですけれども、全国でネットワークづくりをし、社会全体で子育てを支える環境づくりのために提案を幾つかしてまいりました。

めくっていただきまして、現在、会員は1,247会員。

半数がNPOの会員になっておりまして、実際のところは7,000カ所、8,000カ所と言われる拠点事業、4割が自治体直営でございます。3割が社会福祉法人、多くの場合が保育所併設となっております。NPOとか任意団体は比較的少なく15%ぐらいというのが現状ではあります。開設している場所は、保育所併設であったり公的施設内であったり、児童館、商店街、一戸建て、空き家活用等です。法的根拠は児童福祉法や子ども・子育て支援法になっております。

私たちが拠点で一番重視しているのは、親同士、子供同士、つながりをつくるというこ

とです。そして、親たちがここでのつながりを地域の中でのつながりに発展させていけるということ。子育てに自信が持てるということ。そういった機能、いわば実家機能のようなものです。この地域で子育てをスタートした。ここに来れば何か情報が得られる。誰かに相談できる。仲間を得られる。そういった実家機能として拡充していきましたので、そのつながりを非常に重視しております。

皆さんのお手元に、つながり調査というものを配付させていただきました。パワーポイントのほうには、そのエッセンスが入っております。利用者の状況ですけれども、ここでは、男性の利用が平日ですと少ないものですから、女性の利用者に特化した形でアンケートをとりました。結果として、72.1%の母親が、自分の育った市区町村以外で子育てをしているという現状がわかりました。

そのことを私たちは「アウェイ育児」と名づけました。つまり、母親自身の地元で子育てができていないということなのです。現状、横浜で同じような調査をしますと、8割以上になります。全国調査で72%ですので、都市部はもっと高いのではないかと思います。

その場合、何が問題かといいますと、ここにQがあります。近所で子供を預かってくれる人はいますか。平均では6割が「いいえ」ということです。4割は預かってくれる人がいるということなのですが、アウェイ育児とそれ以外の方を比べてみますと、非常に大きな差があることがわかります。アウェイ育児の場合は、預かってくれる人が、「いいえ」が7割です。自分が育った市区町村の子育てでは、逆に7割が「はい」です。つまり、気軽に子どもを預けることができない現状があるということなのです。

一方で、拠点を利用した後の変化です。いろいろな前向きな変化が起こります。それはアウェイ育児とそうではない方と、色を分けて比較してみたのですが、アウェイ育児の方のほうで効果が高いということがわかりました。つまり、地域に拠点のない子育て家庭にとっては、このような拠点のようなものがあることで、いろいろな情報ですとか仲間を得て、前向きに子育てができていくということが調査の結果わかりました。

また、団体調査のほうでは、就労家庭がふえていることを背景に、土曜日もしくは日曜日に開館していること、つながりづくりという観点から、また、食育という観点から、お昼と一緒に食べられるということ、この2つの項目が、つながりづくりに効いているという結果が出ました。こういったことも背景に、子どもも大きく変わってきている子育て家庭の状況に応じるために、土曜日、日曜日の開設といったことにも取り組み始めております。

次のページを見ていただきますと、その結果等が書かれています。つながり調査の9枚目のパワーポイントになるのですが、こちらに書かせていただいたのですが、「地域子育て支援拠点で生まれるつながりとは、親子が自己肯定感を育み、家庭を超えた広がりを持ち、地域社会の一員として、生涯にわたり安心と信頼に基づく温かい関係性の連鎖をみずから紡ぎ出す一歩である」というように定義をさせていただきました。ポウルビィの愛着理論やエリクソンの基本的信頼がよく言われるわけですが、親子がこの地域

で何とかやっていこうと思うためには、親だけではなくて、地域の人たちの関係性も含めた信頼感が育まれることが重要だと感じております。

その下に、家庭教育のことも書かせていただいておりますが、横浜市のニーズ調査を見ていただきますと、子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験があったかどうかというアンケートでは、何と4人に3人がないと答えています。もう子どものケアをすることが当たり前ではなくて、生まれてきた赤ちゃんが初めてお世話をする赤ちゃんとなっております。先日、ご報告のあった明治大学藤田先生のワンオペ育児のお話のなかでも、そのようなことがありましたので、ケアをするというのは両親ともに難しい。その中でも男性はより難しいという実態が見えてきていると思います。

お時間がないので、済みません。次のページです。提言のほうなのですが、清原市長からもありました産前からの切れ目ない支援。これは非常に重要だと思っています。出産準備教室、三鷹市でも母親教室、両親学級がありました。ここに男性が参加するのが当たり前になる。両親ともに参加できるというような環境が必要ではないかと思っています。そこで、男性も沐浴、おむつがえ等の基本的なケアを学ぶという機会が必要ではないでしょうか。

また、先輩パパ、ママから出産後の生活を学ぶということも必要だと思っています。ここでは専門職からの必要なことを学ぶとともに、イメージを持って出産に臨んでいただくということが非常に重要だと思っています。

また、地元自治体の制度やサービスを知ることですが、先ほどアプリのお話もありましたけれども、非常に重要な点だと思っています。その地域で子どもは育っていきまので、その地域の制度を学ぶということが非常に重要です。

それから、地域の知り合いや仲間をふやす、サポーターを増やすことが非常に大事で、今はいろいろな意味で、もう個人の戦いみたいになっています。いろいろな支えを得て子育てをするほうが、愛着形成が深まる、ふるさと意識が持てる。そういったことがわかってきていると思います。

次に提言2です。地域の子育て支援情報の見える化です。三鷹市のようにすばらしい対応をされているところもあるのですが、子育て家庭は時間がない中で、情報が早く欲しい。そういったことがすぐにアプリで検索できるとか、見れば全て網羅されているとか、そういったことが非常に重要なのに、地元の情報の入手が、非常に困難だという声が上がってきております。欲しい情報が一元化されている。その日の地域の行事がわかる。サービスの概要がわかり、ウェブ申し込みができる等、使いやすさが求められていると思っています。ファミリー・サポート・センター事業、子育てヘルパー事業、一時預かり事業等、子育て支援のサービスは、利用する当事者の目線での改善が必要です。まずは市町村がIT化を進める予算措置が必要ではないかと思っています。ここが一番おくれている部分ではないかと思っています。

提言3で、子育て支援サービスの拡充です。産前産後の支援メニューがふえない。だか

ら里帰り出産ということもあります。家事支援・アウトソーシングが進まない。これは前回も意見が出ていたと思います。高額であったり、担い手が不足していて、目の前にそういったサービスが可視化されていないというような問題。それから、母親規範を求める世間、それに縛られている母親像ということ。もっと気軽に、もっと手軽に、サービス利用が必要だと思いますし、親の学びの機会、ちょっと先輩ママ、パパとの交流の機会があるということが重要だと思っています。

提言4としては、地域子育て支援拠点における多機能化の推進ということで、私どもは子育て家庭の多様な課題について、それを何とか受けとめて、いろいろなサービスにつないでいきたいと思っています。そういった意味で、居場所機能だけでは足りないと思っています。居場所機能に加えて、多様なサービスを持っている拠点も増えてきています。一時預かりのサービスがあるとか、訪問の機能があるとか、しっかりとニーズを受けとめて、それを専門機関につないでいく機能等。行政との協働・連携、そういったところを進めていく多機能型の拠点が必要だと思っています。具体的には、本日随行で来ております松戸の事例と、私ども港北区で取り組んでおります、地域子育て支援拠点どろっぶの事例を2つ入れさせていただいております。

最後に、マクロな視点から少し申し上げさせていただきますと、若者が一旦学校、就職で地元を出るということは、なかなか避けられないことではないかと思っています。ただ、また戻ってきたいと思える地元であること。そこは子ども時代が豊かであることや、義務教育の間に赤ちゃんとの触れ合い授業が家庭科で実施されるとか、まちづくりに若者の意見が尊重されるとか、若者の居場所があるとか、同世代の活躍の場がある、子育てしやすい環境がある。子ども時代にどれだけそれが目の前にあるのかということが非常に重要ではないかと感じております。

めくっていただきまして、若者時代に、家以外にも実家機能を持てることも重要だと思います。月になり、SNSでは、友人からみんな子どもが東京に来て、学校に入ったというメールがいっぱい来るのです。その若者たちが、この地域で誰かに寄り添ってもらって子どもや家族を持つということ、仕事をしながらもそういった環境が持てるということ、どうやったらできるのだろうか。そのことを考えております。

ドイツでは多世代ハウスがありますし、三鷹でも多世代の交流の場をつくるという話が出てきました。子どもからお年寄りまで若者が活躍できる。そういった多世代型の交流の場が必要なのではないか。そこで、このことが実は、仕事にもなるといいのではないか。ボランティアでもいいのですけれども、そういったことを少し将来的には考えていくという方向性も非常に重要ではないか。孤立を防ぎ、暮らしや子育てを体験する機会をふやしていくことを地道に続けていくことが必要ではないかと思っています。

子どもが大人になるプロセスに社会がかかわることが重要だと思います。家族を超えてという意味です。乳幼児期には多世代の人のかかわりがあり、そこで社会の基本的信頼が生まれ、学齢期には赤ちゃんをケアする体験ができる。ケアできる自分の発見であり、赤

ちゃんの理解。このことが大学生や多世代の人とのかかわりの中で、大人になるイメージや生活感の獲得ができる。子育て期は妊娠期から学びの機会を保障し、子どもや家庭で過ごす時間の権利を保障していただきたい。夫婦でともに育てるイメージを共有、子育て支援サービスをうまく活用していくこと。ここには企業の理解がとても重要だと感じております。

そういうことで、家庭を支える新たなつながりづくりを行政とともに、地域の皆様とともに構築していくということが非常に重要な時代になってきていると感じております。ありがとうございました。

松田座長 ありがとうございました。

ただいまの奥山委員の説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

清原委員。

清原委員 大変貴重な実践を踏まえたいろいろな御提言をありがとうございます。

1つ質問させていただきます。三鷹市でも例えばコミュニティ・スクールの中で、補足的な学習機会（補習）を実現するとき、大学生の方に有償で、あるいは無償で支援をしていただくとか、あるいは消防団員になってもらうとか、高齢者の方の支援の取り組みの中に大学生にも関わってもらうとか、いろいろと大学生の地域参加について注目しているのですが、進めていらっしゃるひろば事業の中で、地域の大学生の方とか高校生の方とか、インターンシップとか体験とかで、子どもたちに出会うような機会をつくっていらっしゃるのでしょうか。あるいはつくっていらっしゃる場合があれば、その効果などについて、どのようにお感じでしょうか。よろしくお願いします。

奥山委員 ありがとうございます。今は小学校、中学校、高校、大学生と、そういったところと全て関係がございます。私どもは活動して18年になりますので、既に大きい子どもたちは高校生、大学生になっているのですけれども、中学生で職業体験がございますね。そういうときには、自分も小さいときにここを活用していたとか、使っていたということをお母さんから聞いているとか、自分も時々小学校でものぞきに來ていたの、それで職業体験に選びましたというお子さんがいらっしゃいます。

ですので、中学生ぐらいまでは、こういう地域子育て支援拠点事業の利用経験があるという年ごろになってきています。ですが、今の大学生や社会人には、まだ幼稚園や保育園のように理解されておられません。ですので、あとまだ10年ぐらいかかるかなとは思っているのですけれども、そういった意味でも、小学生、中学生、高校生、大学生がここに来てくださるといのは重要だと感じております

小学生が一番乳幼児に近いということもあって、子どもたちが一番遊び相手と認識するという意味で、小学生が来るとすぐに飛びついて遊ぶという状況が見られます。中学生は、2年生は地元の中学生ですけれども、こちらのほうに遊びに来てくれます。3年生は、私たちが赤ちゃん、親子を連れて、全てのクラスに行っております。よくやっている学校では、6月にその体験をし、2月にもう一度やります。そうしますと、同じ赤ちゃんの成長

を見ることができます。アンケートをとりますと、事業を始める前は、赤ちゃんのイメージは、うるさいとか、汚いとか、そんなことがアンケートに書かれていましたけれども、終わった後は、やわらかかったとか、かわいかったとか、笑ってくれたとか、非常にプラスに転じることが多く、また、中学生は母親との関係がちょっと遠くなってきているのですけれども、自分の親への感謝の言葉を聞かせてもらえたりすることがあり、高校生になりますと、具体的に妊婦体験ですね。10キロの妊婦体験キットを男子学生にもつけていただいて、体験をしてもらうなど、学年に応じてのプログラムをさせていただいています。

大学生は、医学系の学生もいらっしゃいますし、いろいろな目的で大学生が来るので、それぞれのニーズに合わせて、なるべく受け入れるようにさせていただいております。

清原委員 大変具体的なお話をありがとうございました。三鷹市でもコミュニティ・スクールで学んだ卒業生が教員として三鷹市のコミュニティ・スクールに関わるという循環があるのです。ですから、奥山委員が実践されていることが、もっと全国で広がっていくと、まさに子どもと接することで、親になることへの不安や畏怖が払拭されるというようなことを感じました。どうもありがとうございます。

松田座長 そうしましたら、時間も押しておりますので、続きまして、今村委員から公共交通機関の取り組みとして、まちづくりの視点から少子化対策についてお話しいただきます。

それでは、今村委員、お願いします。

今村委員 今村でございます。現在、東急電鉄の副社長をやっていますが、6月下旬に東急建設の社長になりますので、今後ともよろしくお願いします。

まず、原点に戻りまして、少子化克服の目的ですが、人口を増やすことによって日本の持続的な経済成長を実現するということが目的だと思っています。少子化を克服するためには、国籍は問わず、居住人口を増やすのが一番重要だと考えています。

いろいろな対策がありますが、順序立ててやる必要があると思っています。まず、都市部においては、当社でもやっていますけれども、主要駅を中心に雇用創出を含めた企業誘致のまちづくりをして、外国人を含めた人口流入を増やす。そこで結婚する確率を高めていく。子供を産む確率を高める。地方は、おのおのによってやり方が違うのですけれども、例えば道の駅を拠点にするとか、満遍なく支援をするということではなくて、中心部を決めていくことが肝要だと思います。その地域の人口を日本人、外国人を含めて増やしていく。同じように結婚の確率、子供を産む確率を高めることを同時並行でやる必要があると、そのように思っております。

克服の考え方でございますけれども、まず、1番目、地域の特性を生かしたまちづくり。これは、規制緩和や中長期的なマスタープランを官民合同で作成することが必要になると思います。要するに、地域に応じた産業振興など先の姿をある程度つくっていくということでありまして。例えば、羽田空港はかなり拡張されますから、空港アクセスを利用して、海外を拠点とするIT企業であるとか、そういう企業の誘致を積極的にする。なおかつ、今

後、観光人口も増えると予想されますので、一般的な観光だけではなくて、外国人投資家などが集まる箇所にするということが肝要であります。

基本的には、企業誘致の場合は官が主導ですけれども、やはり民の力を活用しなければいけない。民間は、儲ければ進出するということになりますから、民間企業が儲かるような仕組み、なおかつ地域の特徴を活かした取り組みが必要です。特に日本の人口は減ってきますから、技術者が非常に不足する。そこで、中国を含めた東南アジアの新興国から人材を誘致する。さらに、長く住んでもらうために、外国人向けの教育を充実させることが必要で、インターナショナルスクールなどを設立することが重要だと思います。

それから、医療機関は絶対に必要ですから、これをつくる。また、所得税、法人税をいかに優遇して住んでもらうかということも重要であります。さらに、現在の在留期間は大体5年と聞いておりますが、この延長は必須であるかなと思っています。外国人の居住人口を年々ふやしていき、そのことによって、皆さんがお話しになっている結婚支援や子育て支援を同時並行で、地域に合ったものをきめ細かくスピーディーにやるということが一番いいのかなと思っています。

5 ページ目には循環図を示しました。最初にまちづくりのマスタープランを作って自治体や民間が投資する。魅力的なまちづくりができれば企業誘致あるいは雇用の創出ができ、そのことによって人口が増えると思います。人口が増えれば、結婚する機会も増加します。雇用が創出されて居住人口が増えれば、地域が活性化して、なおかつ自治体の税収も増えるから、再投資につながる。この好循環をいかにスピーディーにぐるぐる回していくか。そういうことによって、結果的には少子化対策につながるのではないだろうか。こんなふうに思っています。

当社の例として言いますと、渋谷がITの企業の誘致をやっていることで、2020年には、かなりのIT関連の雇用が創出されていきます。既に周辺にもかなりIT関連企業が入っておりまして、そこで、外国人の割合は1割から2割増えるかなと思っています。

渋谷から10キロほど離れたところに二子玉川という駅がありますが、3年ほど前に楽天が来ておりまして、約1万人の雇用が創出されています。そのうち2割程度は外国人の方です。特に技術者が増えています。楽天が来てから数年しかたっていませんが、周辺には若年層の人口が少しずつ増えてきており、結婚する確率もこれから高くなっていくかなと思っています。

それから、渋谷から20キロぐらい先に鷺沼という駅がありますが、ここにも駅上を含めたオフィスと商業と住居の計画をつくっております。どちらかというと大規模なオフィスというよりも住居やスモールオフィスが中心です。周辺にいろいろなものを誘致して、民間投資を促し、そこで仕事と住居、商業をやることによって、コンパクトなシティをつくっていくことが必要かなと思っています。

例えば7ページにありますけれども、渋谷周辺ではGreater SHIBUYAというものを考えているので、今のところ駅周辺しか工事はやっていないのですけれども、この範囲を拡大し

たいと思っています。例えば渋谷の駅周辺でいくと、オフィスの賃料は平米当たり5万円ぐらいですので、大企業しか入居できない。グーグルみたいなところは入れるけれども、起業したばかりの企業などは入れない。ご存知のようにIT企業は段階を踏んで増えていきます。例えば22歳で会社に入るけれども、5年勤めて、やめて、起業する。その繰り返しが起きていて、大企業の周辺にスモールオフィスができてくる。渋谷には大規模なオフィスを作りますが、渋谷に近い代官山とか、祐天寺という駅にスモールオフィスをつくって誘致をしていきたいと思っています。

そういう意味では、IT系とかIoTとか、こういうものを中心に、地域に合った産業を興しつつ、居住人口を増やして、さらに、そこで結婚の確率を高める。そこを同時にやるということが肝要であります。

最後に9ページ目。少子化克服の取り組みは、マスタープランとロードマップの作成、誰が責任を持って具体的にどう取り組むかということが重要です。マスタープランはある程度国主導でやっていただきたいと思っています。まちづくりとか観光とか企業誘致などに取り組みながら、規制緩和の部分も並行して行い、段階的に計画を進め、途中で見直しを図るとか、さらに足りないものを付加するとかPDCAを回す必要があると考えています。

国、地方自治体、民間が協力してやっていければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

松田座長 ありがとうございました。

ただいまの今村委員の説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

五十嵐委員。

五十嵐委員 まちづくりのお話をありがとうございます。まちづくりについて、渋谷のお話をいただきましたけれども、恐らく今、地方都市においても、昔は商業ゾーン、居住ゾーンと別々の地区をつくっていたのですが、これからは住まいを中心にして商業だとか働く場を一緒につくる必要があるのかなと個人的に思っていたところで、東京都内でもそうなのだと改めて思いました。

1点、個人的な見解をお伺いしたいのですが、IT企業ですけれども、地方ではIT企業の誘致が非常に盛んに行われていて、サテライトオフィスとか、あるいはさまざまな企業誘致が行われているのですが、渋谷のような便利なところでなくても、地方都市においてその可能性はどのようにお考えかをお伺いしたいのです。

今村委員 これは時間軸の問題でありまして、例えば圏央道ができたり、ちょっと先ですけれどもリニアができたりすると、便利になるケースもあります。日本に来て移動に時間がかかってしまうと、多分、IT企業は来ないのです。アクセスの便利さが重要でありまして、例えば近いけれども羽田に行くのに3時間かかる場所もあるのですが、圏央道ができたなら早く行けるようになるとか、場所によって状況が違ふと思います。

ですから、地域ごとに、どこを便利にするかというような計画をつくっていかなければいけないと思います。空港の民営化も進んでいますが、来たからやるという話ではなくて、

こうやるから来てよねというようにすれば、民間の飛行機会社はかなり本数も増えると思います。最初の頃はある程度助成をすとか、空港の滑走路利用料を安くすとか、合わせ技でやるしかないと思います。そういった部分をできる限り早くつくっていただきたいと思っています。

松田座長 五十嵐委員、先ほどもう少し質問がありそうな感じでしたが、大丈夫ですか。ほかに御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次に、意見交換に入る前に、厚生労働省及び事務局から、配付資料について説明がございます。前回までの会議におきまして、妊娠や出産にかかわる費用や不妊治療に関する意見が出ていたことから、資料5に基づきまして、厚生労働省よりその現状についての説明をお願いいたします。

厚生労働省子ども家庭局山本審議官、お願いいたします。

山本厚生労働省審議官 厚生労働省子ども家庭局審議官の山本でございます。よろしくお願いいたします。

資料5をお開きいただきたいと思います。私どもにいただいた問題意識は、妊婦健診とか出産にかかわる費用につきまして、現在の助成制度がどうなっているかという点と、不妊治療についての現在の助成制度がどうなっているか。この2点とお伺いしております。

1ページお開きいただきますと、まず、妊婦健康診査についてとございます。これにつきましては、母子保健法に基づいて、市町村は妊産婦に対して健康診査を行い、または健診を受けることを勧奨しなければならないとなっております。現在、私どもとしては、妊婦に対する健診の望ましい基準を告示という形で出しております。望ましい健診回数につきましては、それぞれの時期に何回ということを示し、合計で14回程度受けていただくことが望ましいであろうということでお示しております。このほか、同時にこの告示の中では、市町村は14回程度の妊婦健診の実施に要する費用を負担するものであるということとか、妊婦健診の内容等について、検査の項目であるとか、それぞれの妊娠週数において何回程度やっていただくのかという目安も示してございます。

公費負担の現状なのですが、全ての市区町村で14回以上実施をしていただいております。また、ニーズの高い里帰り健診につきましても、公費負担は全ての市区町村で実施している。助産所における公費負担は、ほぼ100%ですけれども、1739の市区町村で実施されているという状況でございます。

公費負担につきましては、これまでもさまざまな沿革がありましたけれども、現在では、25年度以降は、地方交付税措置によって公費負担を行っているというのが現状でございます。

2ページ目でございますけれども、それを数字で見たものでございます。一番左側にありますように、公費負担回数が、特に14回というのが93.2%の自治体で実施をされておきまして、残りはそれ以上であるということがごらんいただけるかと思っております。

公費負担額につきましては、一番数が多いところが9万円以上から12万円未満に固まっ

ております。しかしながら、8万円未満のものもある。あるいは12万円以上のものもあるということで、幅があるのが現状でございます。

これは妊婦健診ということなのですが、妊娠後初めて産婦人科受診をされるというときの費用。つまり、妊娠判定の検査も含んだ受診につきましては、現状、どういうことになっているかでございますが、よく私どもが聞くところによりますと、医療機関によって費用が異なるわけですが、最初、初めての産婦人科受診の費用がおおむね1万円程度かかっているだろうと言われております。その中で、中身をよく見ていきますと、初診料が3,000円程度で、妊娠判定検査が2,000円程度で、超音波検査が5,000円程度というように分かれてくると思います。初診料と超音波検査のところにつきましては、14回の妊婦健診の健診券をうまく利用しながら活用していくことが可能だと考えてございますが、妊娠判定検査のところは公費助成されているものがないというのが現状です。

続きまして、3ページをお開きいただければと思います。出産に係る経費に対する助成ということで、出産育児一時金について御説明をしたいと思っております。これは医療保険制度の中の保険給付としてございまして、例えば被保険者または被扶養者が出産をしたときに、出産に要する経済的負担を軽減するために一定の金額を支給するというものでございます。被用者保険については政令で額を定めて、市町村国保については条例で定め、実施がされてございます。

27年1月からは、原則として42万円が支給される。この原則というのは、産科医療補償制度に加入する医療機関とそうではない団体とで額が分かれておりますけれども、大体42万円ということでございます。ちなみに平均的な出産費用との関連で見えていきますと、左下をごらんいただきますと、全国の公的病院における費用がありますが、この中で、いわゆる室料差額(A)と産科医療補償制度(B)、その他(C)という直接分娩にかかわらないものに要する費用を除いたものが43万円程度ということでございまして、ほぼそれと同程度の額ということで、政令で定めているというところでございます。

しかしながら、定め方は、こうした出産費用のコストであるとか、あとは医療保険の財政状況等も含めて総合的に勘案して決めているというのが実態でございます。これまでの改正経緯が右側にありますけれども、21年10月からは、より利便性の高い仕組みとして、出産育児一時金の直接支払制度導入をやりまして、これは保険者が直接医療機関に一時金を支払っていただくことによって、御本人が払う窓口負担は大幅に軽減されるという仕組みが取り入れられております。

4ページをお開きいただければと思います。出産手当金についてでございます。これは直接出産費用を助成するものではございませんけれども、参考としておつけしてございます。これも医療保険制度上の給付なのですけれども、出産の前後における一定期間内において労務に服さなかったことによって、お給料が出なくなって、所得が喪失したり、あるいは減少を来した場合に、これをある程度補填し、生活保障を行うという目的のために支給されております。被用者保険は法律で決められている。市町村国保は条例でそれぞれ規

定しているわけなのですが、現状としては、市町村国保は加入者が非常に多様性に富んで働かない方もかなり多くいらっしゃいますので、実施をしているところはないというふうに承知をしております。被用者保険制度における支給額の考え方としては、この下にございますように、おおむねその方の標準報酬日額の3分の2に相当する金額を支給していくという考え方でございます。

それから、5ページで不妊治療について御説明をしたいと思います。まずは不妊治療の流れがどうなっているかというのが5ページの絵なのですが、流れを追いますと、まずは検査をしていただいて、不妊の原因となるものの治療をしていただくというのが真ん中にある部分でございます。これは一般の不妊治療ということなのですが、検査と一般の不妊治療までは医療保険が適用されます。原因の治療がうまく奏功しない場合に、生殖補助医療という下のほうの段の医療が行われるということでございます。

夫婦間で行われる人工授精などということで例を挙げてございます。幾つか方法があるのでございますが、人工授精と言われていたものと体外受精、顕微授精がありますが、人工授精は比較的安価でございます。大体1万円台なので、ここについては、公的助成をしておらず、比較的高額な体外受精と顕微授精について公費助成がされているというのが現状でございます。

6ページをお開きいただきますと、その公費助成の内容でございます。特定治療支援事業というところで、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するというところで、体外受精と顕微授精について助成の対象としてございます。対象者としては、一般の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている御夫婦ということで、現在のこの支援制度のもとでは、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦ということになってございます。

給付の内容は1回15万円なのですが、初回の治療に限りまして30万円まで助成をする。通算回数としては、妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成をする。男性不妊治療に対しても15万円の助成が、これは上乗せでされるということでございます。これは経済的支援ということで、所得制限もかかっているということでございます。

支給実績としては、28年度は14万件でございます。不妊治療制度におきましては、平成16年に始まっておりますけれども、一度大きな支援制度の見直しを行っております。これは26年度から手始めに行っているのですが、25年度の有識者検討会で、さまざまな医療関係者であるとか、あるいは患者を支援している団体の方であるとか、自治体の方々にお入りいただいて、より安心・安全な不妊治療を受けるためには、どういう助成事業のあり方が望ましいかを検討していただきました。その検討の内容を受けて、大きな制度の見直しをしたということで、28年度からはその見直し後の姿が完全実施されているということでございます。

具体的には、最後の7ページをお開きいただきたいと思いますので、これが25年度の有識者検討会の報告でございます。背景としては、助成事業ができてから、特定不妊治療を受ける方の年齢も相当上昇してきました。一方で、一般的に言いますと、高年齢の妊娠・出産はさまざまなリスクが高まってくるということと、あとは出産に至る確率も低くなっていくことが医学的に明らかになっている。そうした最新の医学的知見も踏まえまして、御本人の身体的・精神的負担を軽減しながら、より安心・安全な妊娠・出産につながるという観点から支援のあり方を検討したというものでございます。

その結論的なものが下のちょうど中ほどのところに書いてございます。基本的な考え方は今申し上げたとおりなのですが、どういう違いがあるかといえますと、（現行）と書いてあるところは、正確に言いますと、見直し前でございます。対象年齢としては、見直し前は制限がなかったのですが、見直し後はさまざまな医学的リスクであるとか出生の確率等も考えまして、43歳未満になったということでございます。通算回数につきましては、見直し前が10回までということだったので、不妊治療をした後の累積出生率が6回を越しますとほとんど変わらない状態になるという知見を踏まえまして、6回までとなっています。一方で、年間回数とか通算期間ですけれども、今までは年間回数が2回であるとか、通算期間が5年ということで、その枠に当てはめて出産行動を考えられていた。逆に言うと、年齢の若いときに比較的それにチャレンジをするというところに、ある意味で心理的にコントロールがかかっていたという面がありますので、これについては制限を設けないという形に変わったということでございます。

そういう形で、28年度から完全実施ということで動いてございます。

説明は以上でございます。

松田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明資料につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

明円委員。

明円委員 支給実績の件数から見て、成功した、それとも、諦めたということについての数字は押さえていらっしゃるのですか。

山本厚生労働省審議官 公費を助成されて、治療をされた方の成功、失敗例の比率は、数字をとるのがなかなか難しゅうございますけれども、一般的に公費助成するかどうかは別にして、不妊治療をされている方で、成功した率が幾らかは、学会を中心に数字をとってございます。

明円委員 わかりました。ありがとうございます。

松田座長 よろしいですか。

それでは、新谷委員。

新谷委員 御説明ありがとうございました。私も支給実績のところでお伺いしたいのですが、男性と女性で金額の割合とかを把握されているようでしたら、どちらがどのくらいということをご教示いただきたいと思います。

山本厚生労働省審議官 申しわけございません。今、手持ちで資料がございませんので、またお出しできるようでしたら、別の機会に話をさせていただきたいと思います。

松田座長 もう一人、清原委員、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。2点伺います。1点目は、先ほど妊婦健康診査の公費負担の際に、妊娠判定のときには、まだこれが一般的には14回のうちの1回目として使われていないという御報告がありました。

私たちも、妊娠判定を終えられてから妊娠届を出された妊婦に、この妊婦健康診査を14回分支援するというところで実施しているのが現状です。しかしながら、とりわけ若い方で妊娠したかもしれないととまどっていらっしゃる方には、先ほど御紹介された約1万円の妊娠判定の費用が高額だというストレスもあるようなのです。ですから、私たちもできれば最初の妊娠判定のときから支援をさせていただきたいと思っているのですが、そういう方向性は、厚生労働省でも御検討されているのでしょうか、というのが1点目です。

2点目に、実はエコーの検査についても、三鷹市では1回だけ支援をさせていただいているのです。1回約5,000円前後かかるということなのです。近隣の自治体も調べさせていただきましたら、エコー（超音波）の補助については、ほとんどの市が1回の補助をされているということでした。しかし、現在は、妊娠されると、ほとんど毎回、超音波の検査を受けたいと思われるようなのですけれども、その差額の5,000円前後は自費でお支払いされているようなのです。私たちとしても支援をさせていただきたいのですが、そうはいつでも、財源という課題もあり、三鷹市は特に地方交付税の不交付団体ですので、自治体経営の観点からも工夫が必要だと思っていて、できれば妊婦健康診査には、エコーがもう少し普通のメニューとして入れればいいなと思っっているのですが、その辺についての御検討はいかがでしょうか。

以上2点、済みません。よろしく申し上げます。

山本厚生労働省審議官 まず、1点目の初めての産婦人科受診の費用についてでございます。これにつきましては、市長のお尋ねはさまざまな自治体からもいただいております。これにつきましては、市長のお尋ねはさまざまな自治体からもいただいております。初診料と妊娠判定検査と超音波検査と大きく分かれていくと思うのですが、さすがに現状の妊婦健診では、もう妊娠された方の健診ということもあって、妊娠判定検査そのものになかなかお金を出していくことは難しいだろうと思っております。一方で、初診料とか超音波検査は、これはやり方でございます。例えば14回の妊婦健診の健診券をこの部分に充てていただくことは可能でございます。その点についてよく周知をしていきたいと思っております。自治体の判断によって、そこはうまく動かしていけるだろうと思っております。

続きまして、2つ目なのですが、超音波の検査でございます。2ページで公費負担の状況をお示しさせていただいております。

松田座長 山本審議官、失礼いたします。

ただいま国会に出席されていた松山大臣が御到着されました。

(松山大臣入室)

松田座長 議事を再開します。失礼いたしました。

山本厚生労働省審議官 超音波検査につきましては、私どもの望ましい基準では、出産までに4回受けていただくことが望ましいという基準を示しています。その基準に沿いまして、地方交付税上の措置も算入をしていただいていると思います。よく一般の方に聞きますと、公費助成以外に足が出ているのだという声をよく聞くのですけれども、いろいろ私どもで、その要因は何か議論していきますと、恐らく超音波検査を毎回受けていらっしゃる方がいらっしゃるのではないかと。もともと望ましい基準が4回なので、そもそもどのくらいでいいのだということについてよく周知をしていく必要があると思います。これは医療側のほうも当然受けるのしょうというようにされているのかもしれないし、受けられる側のほうも、そのように希望されているかと思っておりますので、十分にその点は周知していきたいと思っています。

清原委員 ありがとうございます。

松田座長 ありがとうございます。

まだ御意見等があるかと思いますが、最後にまとめてお時間をおとりしますので、続きまして、資料6、子育てに優しいまちづくりの事例につきまして、また、参考資料のロシアの少子化対策の一つである母親資本につきまして、事務局より説明をお願いします。

田中参事官 それでは、資料6をごらんください。本日の子育てに優しいまちづくりというテーマのもとでの議論の参考としまして、既にある取り組み3つを御紹介させていただきます。

最初ですけれども、千葉県流山市の例といたしまして、駅を中心とした多様な生活利便施設の集積ということで、概要にございますが、つくばエクスプレスがございまして、そうした都市へのアクセスのよさを生かしながら、駅を中心として子育て支援センター、クリニックファーム、商業施設などを拠点として集積する。一方で、自然環境にも恵まれているという強みも生かした、魅力的な生活空間を創出という事例でございます。

こうした取り組みによりまして、かつて千葉県流山市では高齢化が進んで人口減少をするだろうという予測があったのですけれども、この7年間で1.6万人、人口がふえたということです。直近のデータでは、平成29年の転入超過数が、市町村別ですけれども、全国8位。政令指定都市を除くと全国1位の転入超過数ということのようです。中でも、特に30代、40代の人口がふえて、それとともに子供の数も増加しているというデータがあるということです。

地図をつけておりますけれども、おおたかの森駅を中心としまして、子育て中の方の育児相談や子育て関連の各種行事を実施する拠点、駅直結の商業施設としてショッピングセンター、大型書店、スーパーマーケット等々の150店舗をそろえている。クリニックファームと銘打ちまして、各科の病院、クリニックも集中的にこちらで集まっているという取り組みです。

次のページをごらんいただきまして、中でも、もう一つ特徴がございますものが、駅前送迎保育ステーションでございます。流山おおたかの森駅と南流山駅の2カ所に、駅前送迎保育ステーションを設置しております。このステーションは、市内の指定保育園を安全・安心のバスで結んで、登園・降園ができるシステムです。このステーションでは、一時預かりも兼ねている。保護者は出勤前に子供をステーションに預けて、帰りもステーションに迎えに行くという仕組みとなっています。1回100円という料金で、自宅と保育園が離れていたり、保育園の開所時間、閉所時間あるいは通勤時間との調整が難しい方の負担の軽減につながっている。そういった事例でございます。

2つ目の事例の御紹介です。奈良県天理市の天理駅前広場コフフンというもので、2017年4月にオープンしたものでございます。駅前の広場を、子供を初めとするさまざまな世代が集う場にしまして、にぎわいを生み出している事例でございます。天理市で有名なもの、古墳をモチーフとしまして、野外ステージあるいは子供用の大型遊具、カフェ、観光案内等、さまざまな機能をここに創設いたしまして、子供から高齢者までがそこで交流をして、周辺地域のにぎわいの拠点となっている事例でございます。

次のページに参ります。3つ目の事例は、東京都武蔵野市で、ベビーカー貸し出しサービス事業「ベビ吉」でございます。武蔵野市では、吉祥寺駅を中心としまして、ベビーカーの貸し出しサービス事業を実施されていらっしゃるようです。従来店舗ごとに完結するベビーカーのサービスはございますけれども、それを店舗外へ自由に持ち出して、吉祥寺の町歩きを楽しめるようになった。右側の拠点がございますが、そこでベビーカーを借りて、まちなかを散策。そして、またその拠点にベビーカーを返却するというものでございます。「ベビ吉」は市内の中学校の生徒さんが授業で市長さんに提言したことを契機に計画されたものとのことです。下のほうに利用者の声がございますけれども、子育て、子連れ世帯から、外出時の負担軽減として大変好評を博しているということでございます。

次に参りまして、参考資料を本日は2点、国立社会保障・人口問題研究所の「特集：ロシアの社会保障」がございまして、その中から2つの論文を参考で配付させていただいております。こちらにつきましては、第2回の会議で河合委員から、ロシアのプーチン改革の中に母親資本と言われるものがあるということですが、これがどういったものなのか、情報収集という点で御要請がございまして、人口問題研究所のほうで取りまとめ、公表しているものの中に関連のものを見つけましたので、配付させていただいております。

まず、2つ目の参考資料をごらんいただきたいのですが「ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題」という論文がございます。こちらはロシアの子育て支援政策全般の現状について論じられているものでございます。

46ページをごらんいただきたいと思いますが、その中で、右の最後のパラグラフですけれども「主な子育て支援政策の特徴」で、一つここで言及させていただきたいのが、「1. 保育施設の現状」です。旧ソ連でございますが、1991年にいわゆる旧ソ連の崩壊がございまして、ソ連解体が国民の暮らしに厳しい結果をもたらし、1990年代は破壊や混乱

の側面が目立った。保育についても、次のページに参りまして、保育施設が、施設数が4割、園児数は5割以上も減った。そういう厳しい時代があったということでございます。2000年代に入ると、こうした減少や低下に歯どめがかかり始めた。こういう状況が背景にあるということで、恐縮ですが、49ページをごらんいただきたいと思ひます。

ここで御指摘のありましたプーチンによる改革の中身である母親手当、左の3ボツで出てきますけれども、現在、ロシアでプーチン大統領が2006年に年次教書演説でさまざまな演説をされている中で、下のほうのパラグラフに行きますが、でございます。この演説をきっかけに、2007年から2016年まで続く予定の母親資本と呼ばれる手当が始まったということです。内容としましては、2007年以降に、第2子以降を出産あるいは養子にした母親、2人以上の子供の養親となった父親に対して、第2子以降が3歳になった1回のみでございませうけれども、その金額、25万ルーブル、118万円ですが、当時の平均年収の2倍近くの金額が受け取れるようになったというものでございませう。

右の段落にいりますが、具体的には、手当の用途は子供の教育費用と国内での住宅購入、母親の労働年金の納付に限定されていた。この前二者、教育費用と国内での住宅購入を選択しますと、手当は母親を経由せず、教育機関や住宅販売会社に直接支払われた。これが母親による浪費を避けるためということであったそうですが、母親からは「紙切れ」にすぎないという不満があったということで、2009年からは一部が現金で支給というような変遷を遂げているようでございます。

これが母親資本についての内容の御説明ですが、最初の論文、1つ目です。「ロシアの社会保障をめぐる社会経済環境の変化」というもう一つの論文がございまして、プーチン改革の背景となる経済状況や社会環境について論じられた論文でございます。こちらの中で、13ページをごらんいただきたいと思ひます。

「出産と育児」とございませうけれども、2つ目のパラグラフで、当時のソ連の特徴的なところを論じております。第二次世界大戦における独ソ戦の犠牲が甚大であったことから、戦後のソ連では常に出産が奨励されてきた。60年代以降、西側先進諸国が急速に出生率を低下させたとき、社会主義圏は充実した社会的育児支援機関（企業や政府機関管轄下にあった保育園・幼稚園）を背景に、人口の再生産が可能な合計特殊出生率、2.0をわずかに上回るような出生率を1989年に至るまで見せていたということでございまして、下にその推移のグラフも載っております。

次の段落ですが、だがソ連崩壊後、1990年ごろですけれども、社会的育児支援機関のネットワークが急速に弱体化した。企業がほぼ無料で従業員のために運営していたものが閉鎖される、あるいは有料化される、ということになり、それは直接的な育児コストの増大につながった。体制転換に伴う経済危機によって、経済規模が劇的に縮小したということでございませう。

下のほうに参りまして、こうしたさまざまな条件が重なり、結果としてロシアの合計特殊出生率は急激に低下して、1999年、2000年には1.20を下回る水準にまで落ち込んだ。下

のグラフにもございますように、そこが底となっております。

次の14ページに参りまして、左のパラグラフの2つ目の段落ですけれども、政策面で転機を見せるのは、持続的な経済成長が始まる、いわゆる2000年ぐらいになって経済成長が始まったということで、第一次ブーチン政権の後期に入ってからで、2006年の年次教書演説がございまして、これを受けて2006年12月に育児手当などの増額、さらに、母親基金、先ほど母親資本と書いてありましたが、母親資本が2007年からスタートしているということです。

次の段落に参りますが、ただしここで注意しておきたいのは、図9のとおり、左のページのグラフですけれども、出生率の上昇は2006年以降の出産奨励策と捉え得る財政給付制度の導入に先立つ2000年から見られているという点であると。すなわち出生率の低下から上昇への反転は、経済成長の開始と軌を一にしているとも考えられる。その相関関係を示唆しているものでございます。

まとめといたしまして、右側の真ん中のパラグラフですが、これらは強化された財政的基盤を背景にしているものであって、超低出生率を経験したソ連崩壊後のロシアは、石油・ガスにより確保できた巨額の政府収入を背景に持っていたというものでございます。

最後の段落ですが、こうした一連の改革と、その帰結については、改革そのものがいまだ途上であって、評価に当たっては一定期間の推移を観察する必要があるだろうと結ばれております。

簡単でございますが、以上でございます。

松田座長 ありがとうございます。

残り時間が30分を切ってしまったのですけれども、これまで3名の委員の方及び厚生労働省、事務局から御説明をいただきましたが、それらの内容を総合しまして、皆様で意見交換をしたいと思っております。

どなたからでも結構ですので、河合委員、お願いします。

河合委員 盛りだくさんであったので、私のほうも論点が絞りづらいところでありまして、お三方の発表を聞いておりまして、申し上げておいたほうがいいなということをお伝えしたいと思っております。

とりわけ大都会というものが事例に当たるのだと思いますけれども、自治体がいろいろな施策をする。もしくは都市開発によって、例えばタワーマンションのような、かなりの人数の住民が一気に引っ越してくるような環境ができたときに、そこに保育サービスとか小学校の不足だとかいう課題が起こってくるわけです。これを自治体が全部対応していくということもかなり難しいことであるのだろうと思います。さらに人口減少が全国的に広がる中で、どうしても、自治体間の人口の引っ張り合いをやりがちなわけです。なので、自分のところの予算の規模に対して過度な少子化対策予算をとっていく傾向が見られるわけです。

これはいずれ、出生数が減っていく状況の中では、タイムラグを持って、自治体にとっ

ては負債になっていくのです。そういうこともありますので、今日の3人のお話を聞いて、それぞれのサービスはすごく大事だと感じつつも、それを機能させていくためにも、ある程度都道府県とか、必ずしも都道府県が適切かどうかは別として、やや広目の行政で調整をしていくという機能を持たせないと、多分、かなり大きな社会問題としてそう遠くなく出てくるであろうと思います。

それから、ロシアの報告をありがとうございました。この参考資料をまた読ませていただいて、私なりに分析をしたいと思いますが、今日、先ほどの報告を受けて思ったことは、やはり経済成長なのだと。経済成長と少子化対策はリンクをするものだという事です。当たり前前のことですね。ここの視点を忘れてはいけないということを感じて持ちました。

以上です。

松田座長 ありがとうございます。

続きまして、松田委員、どうぞ。

松田委員 どうもありがとうございます。先ほどの奥山委員の御説明の中に、地域の子育て支援情報の見える化というお話がありました。さまざまなサービスを利用する当事者の目線で改善が必要ということで、大変同感です。ファミリー・サポート・センター事業は全国でもかなり取り入れられていると思うのですが、恐らく多くは過渡期にあると思います。例えば私どもの自治体でも、いわゆる支援する側の方々の高齢化と、支援してほしい方のニーズがなかなかマッチングしなくて、ほぼ機能していない。これが民間ですと、例えばいわゆるシェアリングエコノミーのサービスでやっているところは、スマートフォンなどのデバイスも使いながら、よりきめ細かいマッチングをしてサポートができています。もちろん、都会のように密集しているところだとより使いやすいわけなのですが、そのようなイノベーションをもっと全国に広めていくためにも、先ほど御提案があった市町村のIT化が進めば、そういうさまざまなシェアリングエコノミーのサービスで対応できる場所がかなりあるのではないかと感じました。

もう一つ、支援情報の見える化のところで、先ほどの妊婦支援の公費補助のところもそうなのです。例えば1回目のバウチャーをもらうのに、実は母子手帳を取りに来るのに、妊娠している証明は要らないわけです。役所に先に来て、母子手帳をもらってから病院に行けば1回目から使えるのですが、そういう情報はなかなかその世代の方に伝わりにくい。なので、サービスを提供する側、自治体も含めて、もっとそういう情報の出し方のところで工夫が必要であるということを感じました。不妊の治療もそうなのですけれども、どうしても1回目の不妊治療に関しては皆さんとても熱心になるのですが、2人目の不妊、いわゆる続発性の不妊に関して、もっと情報を出していかないと、手おくれになる方々もいらっしゃるでしょうし、そういう実態に即した情報が必要なところに届いていないという感じをしております。

松田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

五十嵐委員、お願いします。

五十嵐委員 3点ほど。初めに、奥山さんのときに質問したかったのですが、拠点があるからとか、ひろばがあるのでこんなことができましたというのは、多分、そういうことではなくて、そこには仕掛けがあったのだらうと思うのです。効果が出てきたとか、お母さんたちが、会話が始まったとか、アウェイ育児の精神的な負担が減ったというのは、そこにどんな方がいて、どんな仕掛けがあったのかなというのは、後ほどお伺いしたいと思うのです。

それについて、きょうお話を伺っていて、今も出ましたけれども、サービスの提供というか、公的な支援も含めて住民のサービスもそうなのですが、対象者を限るとか、対象者に条件をつけるということがかなり非合理になってきている。恐らく多様な人たちが集うところにニーズを聞く人がいて、そのニーズに対応するサービスとか支援が生まれてくるのだらうという気がしました。まさに縦割りではなく、地域横割りということが少子化対策だけではなくて、高齢者支援も含めて、住民による支援はそういう形で提供されるようになると改めて思いました。

2点目。清原市長のお話の中で少し出てきたのですが、子供の虐待の問題とか貧困の連鎖の問題は、これからの少子化克服の上でも結構重要ではないかと思います。地域の中で、子育てを支援していこうという背景の一つには、子育ての見えないところで、一人で悩んでいるところで虐待が起こってくるとか、虐待の連鎖があるということがある。それをいかに地域の人たちや行政がつかまえるか。専門的な人たちにも伝えて支援の輪をつくる必要があるかと思います。この課題を福祉の枠の中に押し込めないで、いろいろな場で議論するということが必要かと思いました。

最後、3点目には、この対策をするには国と地方自治体、企業、地域、個人、それぞれが現状を同じく認識し、情報を共有して、それぞれの取り組みをしていかなければいけないわけですが、その重層的な支援の組み立てかを誰が考えるのがずっと疑問でした。いつもの報告書ですと、国の責務、自治体の責務と書かれるのですが、全体を通して見ていくという役割も必要だと思います。そういったことで重層的な支援をするというのを、考えるところが必要だと思います。

財政的な問題で言うと、消費税の一部だけでは難しいという気がしますし、地域の取り組みとかNPOの取り組みを支援するには、休眠預金の活用などもこれからはぜひとも考えていただきたいと思います。

以上です。

松田座長 ありがとうございます。

五十嵐委員 奥山さんに一言、先ほどの仕掛けのところを聞いていただければ。

松田座長 奥山委員、お願いします。

奥山委員 やはり当事者のまなざしが非常に重要だと思っています。当事者自身は、人

によっては思いをなかなか言語化できないのだと思うのです。とにかく疲れているとか、何かつらいとかですね。そういった寄り添い型の相談を伺っていますと、その背景に、経済的な問題ということもありますし、御夫婦の問題ということもありますし、子どもの発達への不安というようなこともあって、先ほども何度もお話ししたのですが、そういうことを聞いてくれる実家的な機能がないということです。こんなことを保健師さんにまで伝えるほどではないとか、お医者さんに言うような問題でもないかもしれない。でも、このもやもやした疑問とか、そういったものを誰に言ったらいいのだろう。周りに親がいれば言ったのかもしれないし、それが言いやすい人が誰なのかということが見えなくて、来て、みんなが集って、私もそうだという話の中で、何か自分だけではないということで、自分自身の課題を言語化するということができたりして、例えばワンオペ育児を払拭するためにはどうしたらいいのかというような知恵までその場でもらえるということなのです。

専門職がいなければできない支援もあるのですけれども、当事者同士やちょっとした先輩のいろいろな意見だとか、自分が言葉に出すことで解決できるようなこともあって、そういったことを小さなグループをつくっての座談会やグループ支援などしたり、専門相談もしたりしながら、その方が来られた理由がありますので、そういったことでお話を聞いていくということ。

本当に地域にどっぷりの活動でやっておりますので、来られているボランティアを初め、先ほどの学校連携もそうなのですが、地元の方々にやっておりますので、そういった意味で、ファミリー・サポート・センター事業の話も出ましたけれども、そういった事業につないで、地域に少し知り合いをふやしていくことで、孤立だとか、私だけではないというような感覚を持っていただくと、単に名簿の中から保育所や幼稚園を選んで、次のステップに行くというのではなくて、何かあっても相談できる友人ができたり、いろいろな人たちと声を一緒に上げていく。そういった市民を育てていきませんと、それこそファミサポの担い手もふえないということですので、その人づくりの循環をしっかりと地域の中に入れていくということが大事だなと思っています。

松田座長 ありがとうございます。

先に明円委員。

委員 感想を1点と、意見を1点です。

感想のほうですが、今村委員がおっしゃっていた、とにかくまちの魅力を上げて人口をふやして、結婚と出産の確率を上げるという考え方は、非常にわかりやすく、なるほどと思いました。地方で暮らしていると、地方こそそういうところをしっかりと、中心地域を決めて決め打ちすべきというように思うのですけれども、まず、流入があれば必ず流出があるわけで、流出する側からの抵抗が大きくて、なかなかコンセンサスが得られないというような状況が続いていると思います。したがって、例えば少子化とか人口減少ということを、逆にコンセンサスを得るためのスローガンというのはおかしいですけれども、そういう危機感を押し出していくという手はあるなと思って、戻ってからいろいろ仕掛けて

みょうかなと思ったりもしました。これは感想です。

意見ですが、この少子化克服戦略会議は、そろそろまとめに入ってくると思うのですけれども、少子化が国難というふうに位置づけられている以上、今日、厚労省から出てきた出産一時金の話とか、不妊治療への補助ですとか、それについては触れないわけにはいかないだろうと思いますので、ぜひそれについては会議のアウトプットとして入れるべきだと思っております。

以上です。

松田座長 ありがとうございます。

続きまして、清原市長。

清原委員 1点目は、私の資料の32ページ目に、「国・都道府県・市町村の連携で進めるべき施策の方向性」というように示させていただきましたが、河合委員からも市町村という基礎自治体だけで考えるのではなくて、都道府県の役割もあるのではないかと考えていただきました。実際、例えば待機児童解消のことを考えていても、保育士の取り合いを同じ東京都の中の市区町村でやっているというのも実態です。しかし、広域的に東京都という視野で、保育士への、例えば宿舍の費用の支援であるとか、研修の支援であるとか、保育の質を上げる取り組みも東京都はされているわけであり、ほかの道府県も同じだと思うのです。広域的な支援で、質を総合的に上げていくという都道府県の取り組みと基礎自治体の取り組み、そのベースにある国の取り組みが、さらに精緻なものになっていけばありがたいと思います。もちろん自治体ですから、地域の実情に応じて工夫していくのは当然のことなのですが、やはり日本国民であるならば、標準的なものについては格差なく保障していくということが少子化克服に必要なだと改めて思いました。

2点目は、本日、今村委員から、まちづくりの観点からの御提言がありました。私は、子育て支援政策と労働政策が密接不可分であるように、企業の皆様の御努力は、労働政策としての働く皆様への支援だけではなくて、まちづくり全体に貢献していただくことがあります。三鷹市においても、民間のデベロッパーの方と話し合いながら、都市型産業を誘致したり、適切な住環境を整備しているわけで、都市計画やまちづくりの視点が極めて重要で、改めて、「民学産公官の協働」、国民・市民と大学・研究機関と産業界、そして、公共機関と国との協働が必要だということを再確認させていただきました。

最後に、今日配らせていただいた基礎自治体ならではの取り組みを知っていただこうと思った『子育てガイド2018』なのですけれども、12ページには、「妊娠がわかったら」からということで支援メニューの説明が始まっているのです。妊娠がわかったら、妊婦健康診査がありますよ、妊婦歯科健康診査がありますよ、ゆりかご面接がありますよと。でも、実は、今日は厚生労働省の審議官からお話をいただいて意を強くしたのですけれども、妊娠したかどうか分からない、あるいは不妊治療をして妊娠をしたいと思っている方にもきちんと寄り添うということをもっと明確に示さなければいけないのだと思ったのです。妊娠がわかってから、「妊娠期からの切れ目のない支援」というように推進してきたので

すけれども、「妊娠する前からの切れ目のない支援」が必要だということを改めて思いまして、少子化対策においては、まさにそこが大事だと今日は思ったものですから、私たちは「妊娠前からの切れ目のない支援」にしていきたいと思いますかということ、呼びかけたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

松田座長 ありがとうございます。

拍手もありましたけれども、もうお二方いきましょう。

先に大村委員。

大村委員 問題提起といいますが、感じることを、今日はすばらしい施策の話がたくさんありましたけれども、一つ薄いと思いますのは、実績に基づいた話をこの場でもう少し多く出したほうがいいと思います。会議が少子化克服会議ということですから、要するに、少子化を克服するということだと思っております。

例えば日本で一番出生率の高い鹿児島県伊仙町の大久保町長は、今日のお話の中の、例えば今の中心市街地活性化法のような、中心に集めるということに物すごく反対をされたのです。それ自体が町を崩すとまで言っていたら、実績ある自治体の意見も確認すべきだと思います。

なので、出生率が2.8ぐらい大久保町長のところはあると思いますけれども、本会議の回数が少ないので無理かもしれませんが、実績ある地方自治体の情報が重要だと思います。外的要因もありますから一概に言えませんけれども、例えば福岡市の高島市長等は、多くの施策を打たれていって、人口が増えています。成功している実績の確認も必要だと思います。もう一つは、今日はありませんでしたが、例えばITのところ、ITで極端にカップルがふえた、結婚がふえた、子供がふえたという海外の実績はたくさんありますので、本当にそれをやっている方を、必要であれば私が連れてきますが、ここで話していただけたら、実績に基づいた情報が重要です。各地域によって、実績の捉え方もかなり違いますが、人口がふえた、出生率がふえた、先ほどシェアとかいう話もありましたが、IT企業、シェア、それが人口増につながっているという本当の実績を出した方の情報がもうちょっとあるといいのではなかろうかと感じました。問題提起です。

松田座長 ありがとうございます。

これは貴重な御意見だと思います。

最後に池田委員、お願いします。

池田委員 中小企業の少子化対策について、青年会議所内で今までアンケートをたくさんさせていただいてきました。その中でも、少子化・子育て対策の取り組みを実践できていないという企業が80%に上っています。それはなぜかということ、やはり資金に乏しいというのが現状であります。中小企業が取り組むとしたときには、支援、補助の拡充と考えておりますけれども、今日話を聞いて、ここまで行政サービスをしないのだめなのだというのが私の正直な感想でした。三鷹市の『Shall We?』という資料の1ページ目、今どき

の未婚さんという質問が、アンケートにおいても、結婚は経済力重視の女性、かたや男性は将来不安。また、一番下の97%の女性が大変そうと思っていることが仕事と家庭の両立。この仕事というのが、仕事がしたいのか、経済的に不安だから両立しなければいけないのかというところまで深めた議論をしたほうが良いと考えています。先ほどのロシアの事例の話聞いて、母親手当や、子供を出産したほうが家庭が豊かになれるという政策みたいなものがあったほうがいいように感じました。

感想です。

松田座長 ありがとうございます。

まだまだ意見交換をしたいところですが、そろそろ時間が来まして、幾つか、今日、共通点としての意見も出されましたので、最後に確認しておきたいと思います。

初めに、1点目としまして、清原委員の資料の中に、妊娠期から切れ目のない子育て支援と書いていましたが、妊娠前からということで、この会議としては、切れ目のない支援をしていくことが大事ではないかということが一つポイントとして挙げたのではないかと思います。また、複数の委員の皆様から御意見が挙がりましたが、例えば妊娠検査につきまして、最初のステップで自腹を切るのではなくて、そこは無料で迎えていただけたら、例えばこういうものとか、あるいは制度的には検討が必要かもしれませんが、先ほどの厚生労働省の説明の中で、エコーは4回までだと。これが安全だと医学的にはあるようですが、安全と子育て世代の安心はまたちょっと違うような気がしますので、そこは少し何か工夫があるのかなと思います。

2点目としまして、これは奥山委員の御報告の中にありましたが、地域の子育て情報が見える化する、さまざまなものが、取り組みがされているということが今日はありました。それが子育て世代に伝わってこそ意味がありますので、ITなども活用して、見える化していくことが効果的な子育て支援につながるのではないかとというのが2点目として挙げたと思います。

3点目としましては、今村委員から提案されましたまちづくり、主要駅や、地方におきましては中心地域かもしれませんが、そこで居住人口をふやしていく。そして、そこに子育て支援が加わっていく。これが非常に重要であるという御意見で、それに対する、賛同する御意見も出されたかと思えます。これに関しましては、先ほど河合委員が、経済成長と少子化対策はリンクするものだと。まちづくりも、それが成長、活性化につながりますので、これは切り放せない視点ではないかと思えます。

そして、最後に大村委員から、実績に基づく話も必要ではないかと。これは非常に重要な指摘でございますので、残りの回数は少ないのですが、何か関連資料を事務局で収集できますでしょうか。

田中参事官 努力いたします。

松田座長 済みません。そういうことで、非常に多数、重要な意見を今日は挙げる事ができたのではないかと思います。

議論の尽きないところではございましたが、本日の議論はここまでとさせていただきます。

最後に、会議の主催者である松山大臣より一言御挨拶をいただきます。

松山大臣 皆様におかれましては、大変お忙しい中、今回も御出席をいただきまして、本当にさまざまに、熱心に御意見を賜りましたことを感謝申し上げます。

今日は朝から6時間半、子ども・子育て支援法について集中審議がございまして、これはまさに企業から3,000億円のお金をいただいて、2020年には企業主導型保育の整備、0～2歳の保育の運営費にこのお金を充てさせていただくということで、3月30日に成立をいたしましたけれども、この議論がありました。

これもしっかりと少子化対策につなげていかなければならないわけですが、今日は前回に続きまして、今村委員からは、子育てに優しいまちづくりはインフラづくりと。清原委員からは、自治体でのさまざまなすばらしい取り組み。奥山委員からは、NPOによる地域のつながりづくりということで、すばらしいプレゼンをいただいたと思います。

もう残りがそんなに多くはないと思いますけれども、私もあいた時間を見つけて、さまざまな皆さん方からいただいた御意見を事務方とも相談をしながら、厚労省にも、いろいろ御無理を言っているところで、今日も御意見をいただいたと思いますが、しっかり御協力をいただきながら、すばらしい提言が出ればよいと思っております。

次回はAI、IT技術、社会全体での子育てのための機運づくりということで、検討を深めていきたいと思っております。

大変御多忙の中、お時間をいただきますけれども、どうぞ最後までお願いを申し上げまして、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

松田座長 ありがとうございました。

第6回会議につきましては、追って事務局から連絡いたします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。